



平成25年2月19日に組合会議室において「局所排気装置の自主検査の重要性と検査における風速計の使いかた」というテーマで、株式会社愛研の波多野群樹様と石井良孝様に、局所排気装置及び粉じん装置の定期自主検査と風速計の使用方法について、講演していただきました。

最初に、作業環境改善の手法を説明していただきました。

改善手法としては、①有害性の少ない原料への転換 ②有害物質と作業者の隔離 ③工法・工程の改良による有害物の発散防止 ④発生源の囲い込みによる有害物質の発散防止 ⑤局所排気による拡散防止 ⑥全体換気による希釈 といったものが挙げられます。この中で、特に局所排気による拡散防止について重点的にお話がありました。



次に、局所排気装置とその種類を説明していただきました。

いろんな種類があるため、その中で最適なものを選んで設置するのが望まれますが、めっき業では外付けフードか、スロットフードがほとんどだそうです。

続いて関連法令では、基本、労働安全衛生法に則り施行令によって細かく決められており、これに有機溶剤中毒予防法、特定化学物質障害予防法、粉じん障害防止法にわかれて制御風速等が決められています。これを踏まえて局所排気装置の定期自主検査指針の検査項目を決めて管理していかないとけないということでした。

最後に、風速計の取り扱いについての説明がありました。

組合でこの風速計を貸し出すための説明で、使い方は簡単で、保護カバーを下げて風のある方に向けると風速が表示されます。ただ、このセンサー部がとても精密にできているので、少しでもセンサー部を固い所に当てると壊れるため、使用するときには細心の注意を払ってほしいとのことでした。また壊した場合は、部品代が発生しますのでお気を付け下さいとのことでした。

今回の講演を聞いて思ったのは、めっき自動機でこの法規則どおりにあてはめようとするとかかなり無理が生じるので、事例を踏まえながら法規律をクリアできるものを作っていくことが必要だと思いました。